

第1回仙台市音楽ホール検討懇話会

次第8 - (2) 現状・課題をふまえた主な論点と議論のための仮説の提示

資料6及び資料7

8 - (2) 現状・課題をふまえた主な論点と議論のための仮説の提示

- (1) 現状課題に対する3つの視点 ⇒ 資料6
 - ①国の文化芸術政策の動向
 - ②都市仙台の役割
 - ③仙台の文化催事特性

- (2) 議論のための仮説 ⇒ 資料7
 - ①主ホールの考え方
 - ②設置目的の考え方
 - ③機能と施設構成の想定
 - ④立地の考え方

現状課題に対する3つの視点 ①国の文化芸術政策の動向

■文化芸術振興基本法（2001年（H13）12月）

※文中下線は資料作成者

○文化芸術振興に関する一般基本法と位置付けられ、3つの意義が指摘される。

1. 文化芸術の役割と意義を「本質的な面」と社会的な「効用の面」から規定し、文化芸術の公共性の法的根拠を与えた。
2. 文化政策について5年を目途とした基本方針を策定し、それを政府レベル（閣議決定）の方針とした。
3. 国、地方公共団体それぞれの責務と役割、民間の役割について規定し、3者協働の仕組みを求めている。地方公共団体には広域的相互連携なども期待されている。

○法に基づき「基本方針」（閣議決定）が策定され、現在の第4次基本方針に至っている。第4次では、『文化芸術資源で未来をつくる』として、文化芸術が生み出す「社会への波及効果」を教育、福祉、まちづくり、観光・産業と連携し、日本社会、地域社会が抱える諸課題の改善や解決につなげ、成熟社会に適合した新しい社会モデルの構築につなげていくなど指摘されている。

■劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月）

○通称「劇場法」と呼ばれるが、いわゆるホール施設等の定義、備えるべき要件、役割などを提示し、設置者、運営者実演芸術団体等の責務と役割、連携及び協力を規定している。

○特に日本の課題として、これまでは施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要があると指摘される。

○また、劇場、音楽堂等は「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支えること、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることなどが期待されている。

注)この法は、文化会館、市民会館、公会堂、演芸場、能楽堂、その他これら機能を有する複合多目的施設など、名称・規模にかかわらず、民間施設も含め、文化の振興を目的とし、実演芸術の公演を実施することができる施設であれば全て対象とする。

■劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年3月）

○この指針は、劇場・音楽堂等の事業を進める際に目指すべき方向性を明らかにし、事業の活性化を図ろうとするもので、設置者又は運営者には、そのための取組の充実を求めている。

○特に、社会包摂の機能の位置づけは話題となった。劇場・音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であり、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、年齢、性別、取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っているとされる。

■文化芸術基本法（文化芸術振興基本法（平成13年12月）を平成29年6月改正）

○単なる改正ではなく、立法府の取組みと共に、行政府がいわゆる骨太方針にも同趣旨を定め、組織・予算等でも対応し、今後の文化芸術政策のあり方、考え方を現実的に大きく転換させる改正と言われる。改正法附則にも文化庁の機能拡充が定められた。今年度から、一部機能を京都府京都市に「地域文化創生本部」を設置した。

○その主たるものは、社会の変化に対応した、総合的な文化芸術政策の展開である。文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との有機的な連携、総合的な文化芸術政策の展開を図るため、関連分野の施策をも法律の範囲に取込んだものである。

○これまでの基本方針の仕組みを改め、「文化芸術推進基本計画」を策定し、PDCAサイクルを的確に行うこととしている。また、地方公共団体に対しては「地方文化芸術推進基本計画」の策定を努力規定であるが定めている。

文化芸術・ホール施設に係る法制度等の整備

年号	文化芸術関連法制度等の導入
2001(H13)	文化芸術振興基本法
2002(H14)	基本法に基づく 第1次基本方針
2003(H15)～ 2006(H18)	
2007(H19)	基本法に基づく 第2次基本方針
2008(H20)～ 2010(H22)	
2011(H23)	基本法に基づく 第3次基本方針
2012(H24)	劇場・音楽堂等の活性化に関する法律 「東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生」 (第3次基本方針フォローアップ、文化政策部会提言) ※仙台フィルの活動の取上げ
2013(H25)	劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針
2014(H26)	
2015(H27)	基本法に基づく 第4次基本方針
2016(H28)	「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して」(京都宣言)
2017(H29)	文化芸術基本法（振興基本法改正） 改正基本法に基づく推進基本計画の策定
2018(H30)	上記推進基本計画の閣議決定予定

改正基本法に基づく文化芸術推進基本計画（第1期）の基本的な方向性（現在検討中の案）

【今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期的視点）】

- 目標1 創造的で活力ある社会の形成
- 目標2 心豊かで多様性ある社会の形成
- 目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育に全ての人々に機会が提供
- 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォームが全国各地で形成

【今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性（2018～2022年）】

- 戦略1 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングの貢献
- 戦略3 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- 戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- 戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成

★基本計画は評価指標を設定し、毎年度フォローアップ、中間年に中間評価を行い、第2期計画の策定に反映させるとしている。

現状課題に対する3つの視点 ②都市仙台の役割

■全国的な文化芸術活動においても、東北の拠点の役割を期待されている仙台

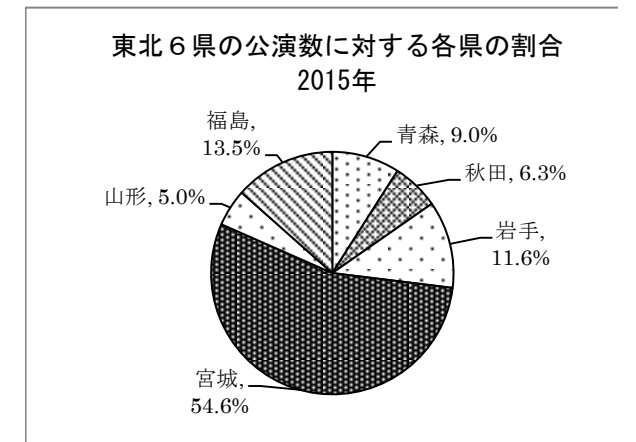
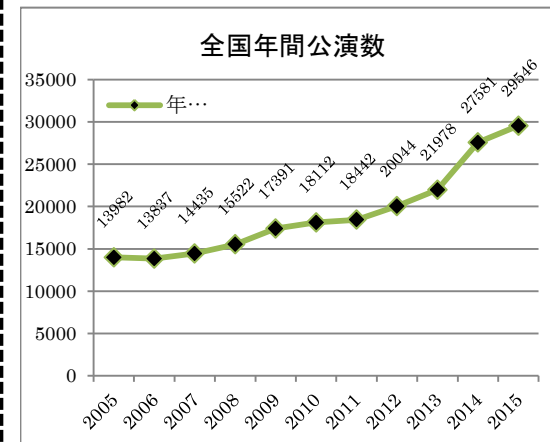
- 全国的に巡回するツアー公演等において、仙台は全国の拠点都市であり、東北を代表する拠点都市である。7大都市ツアーといえば仙台が入るし、東北公演として仙台のみで行われる場合もある。市民が担い、都市に固有な、内発的な活動を支えるとともに、全国的なこのような役割を担うことが仙台のホール施設には期待されている。
- 山形県や秋田県に2,000席級の新しいホールが整備され、宮城県を除く東北5県に2,000席級の大ホールが整備されても、仙台での公演の実施は外せないとの指摘がプロモーター等からもなされる。このような都市の役割から見ると、仙台のホール施設の現状は非常に貧弱であると指摘される。
- 都市観光、文化産業の振興、文化芸術の波及効果を活かした都市の活性化などの視点からもホール施設のあり方を考える必要がある。

■実演芸術の振興拠点となる全国15施設選定の特別支援事業対象施設は東北以北には無い

- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を踏まえ、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援を行う文化庁の助成制度に、全国15施設が選定される「特別支援事業」があるが、この対象施設は東北以北には無い。

※特別支援事業：我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や人材養成事業又は普及啓発事業に対して総合的に支援する

＜ライブエンターテインメントの増加傾向と東北の公演拠点としての仙台＞



左右資料)一般社団法人コンサートプロモーターズ協会

参考) 仙台市の東北6県に占める割合

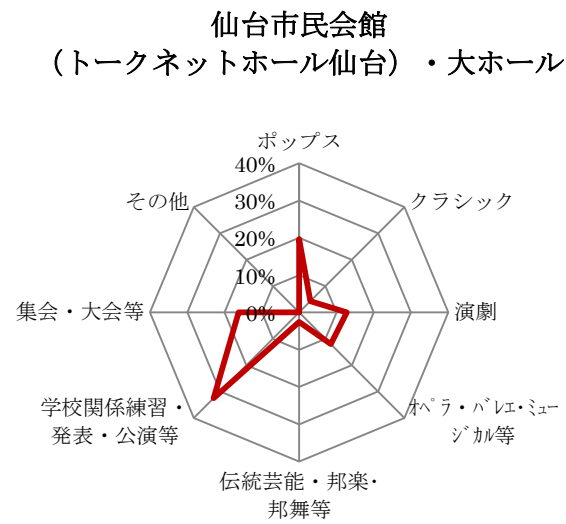
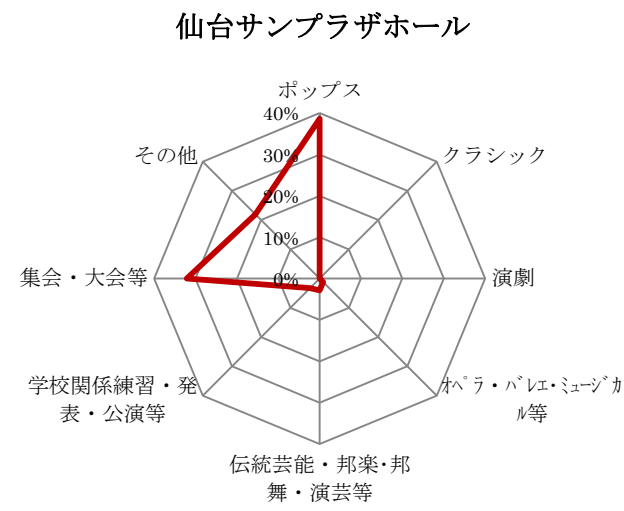
・総面積 (H28)	1.2%	・従業者数 (H28)	14.9%
・人口 (H27)	12.0%	・製造品出荷額等 (H26)	6.5%
・域内総生産(名目) (H26)	15.1%	・卸売販売額 (H25)	43.0%
・内第三次産業	17.7%	・小売行販売額 (H25)	13.7%

現状課題に対する3つの視点 ③仙台の文化催事特性

参考) 仙台市主要公共ホール一覧 ((公社)全国公立文化施設協会登録施設)

名 称	住 所	開館年	座 席 数				備 考 上段：ホール特性 中段：その他諸室 下段：施設の特長、併設施設等
			ホール1	ホール2	ホール3	ホール4	
仙台サンプラザホール	宮城野区 榴岡	1991年	2710				イベントホール（1階は可動床、展示会、スポーツイベントも可能、コンサート形式の場合2,054席） ホテル、レストラン併設 仙台サンプラザは普通財産施設
宮城県民会館 (東京エレクトロンホール宮城)	青葉区 国分町	1964年	1590				多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板、オケピット有）、立見席として80人可能 展示室、会議室、学習室、和室等有 県下最大座席ホール
仙台市泉文化創造センター (仙台銀行ホールイズミティ21)	泉区 泉中央	1987年	大ホール 1456	小ホール 408			大ホール：多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板、オケピット有） 展示室、会議室、スタジオ等有 大ホール、小ホール、展示室が平面配置
仙台市民会館 (トークネットホール仙台)	青葉区 桜ヶ岡公園	1973年	大ホール 1310	小ホール 500			大ホール：多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板有） 展示室、会議室、和室、音楽室、視聴覚室、美術室、調理室等 大ホールと小ホールは同時利用ができない（音漏れの問題）
仙台国際センター	青葉区 青葉山	1991年	1000				多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板、オケピット有、6か国同時通訳設備） 展示・レセプションホール、会議室等有、併設される展示棟には3,000㎡の無柱の展示室がある。 国際センターは国際交流・学術文化振興の拠点、会議棟と展示棟から構成される。
仙台市青年文化センター (日立システムズホール仙台)	青葉区 旭ヶ丘	1990年	コンサートホール 802	シアターホール 584	交流ホール 300	エッグホール 92 (映像ホール)	コンサートホールは仙台フィルハーモニー管弦楽団の本拠地ホール パフォーマンス広場、ギャラリー、アトリエ、練習室・スタジオ、会議室、和室、調理室、茶室等 仙台市文化振興の中核施設
仙台市若林区文化センター	若林区 南小泉	1993年	700				多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板有） 展示ホール、練習室・スタジオ等有 若林区中央市民センター、情報センター、図書館が併設
仙台市太白区文化センター	太白区 長町	1999年	楽楽ホール 674				多目的ホール（移動式客席により4種類の舞台が造れる、音響反射板有） 展示ホール、練習室・スタジオ等有 再開発ビル「たいはっくる」内、太白区市民センター、情報センター、児童館、図書館が併設
仙台市広瀬文化センター	青葉区 下愛子	1991年	605				多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板有） 広瀬市民センター、図書館が併設
仙台市宮城野区文化センター	宮城野区 五輪	2012年	パトナホール 384 (音楽系ホール)	パトナシアター 224 (演劇系ホール)			区文では唯一、小規模で音楽系と演劇系ホールが整備（市民協働のパートナーシップから⇒パトナと呼称） 練習室・スタジオ等有 宮城野区市民センター、情報センター、児童館、図書館が併設
仙台市シルバーセンター	青葉区 花京院	1992年	交流ホール 304				多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板有） 研修室、会議室、温水プール、トレーニング体力測定室、総合相談センター、福祉用具展示室等 (公財) 仙台市健康福祉事業団、(公社) 仙台市シルバー人材センター等事務所併設
仙台市福祉プラザ	青葉区 五橋	1994年	ふれあいホール 302				ステージ有、座席収納可(ロールバック) 研修室、大広間、アトリエ等有 各種福祉団体や障害者・休日夜間歯科診療所が入る複合施設
仙台市戦災復興記念館	青葉区 大町	1981年	記念ホール 270				多目的ホール（プロセニウム舞台、音響反射板有） 資料展示室、展示ホール、会議室、研修室、和室等 仙台空襲と復興事業の記録を保存し、戦災と復興の全容を後世に伝える施設
仙台市男女共同参画推進センター (エル・パーク仙台)	青葉区 一番町	1987年	ギャラリーホール 248	スタジオホール 190			ギャラリーホール：平土間ホール、スタジオホール：平土間ホール、引出式階段座席のロールバックスタンド有 セミナーホール、フィットネススタジオ、音楽スタジオ、調理実習室、和室等 女性の自立と社会参画を促進するとともに、市民の文化活動の場として設置。141ビル5階・6階

■主要ホールの利用特性



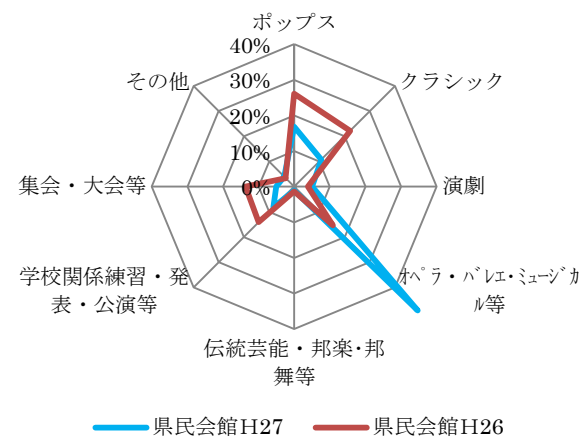
■それぞれの施設は利用に特徴がある

- 仙台サンプラザホール J-POP の拠点会場、平土間を活かした物販、商談会、就活会場
- 県民会館 舞台芸術劇場、サンプラザに対して歌謡曲の拠点会場といわれる
- イズミティ大ホール 市民利用大型ホール、中心部補完
- 市民会館大ホール 市民利用中型ホール、多目的ホール役割健在（鑑賞会など多い）
- 電力ホール 邦楽・邦舞などの拠点、興行者と連携した民間多目的ホール

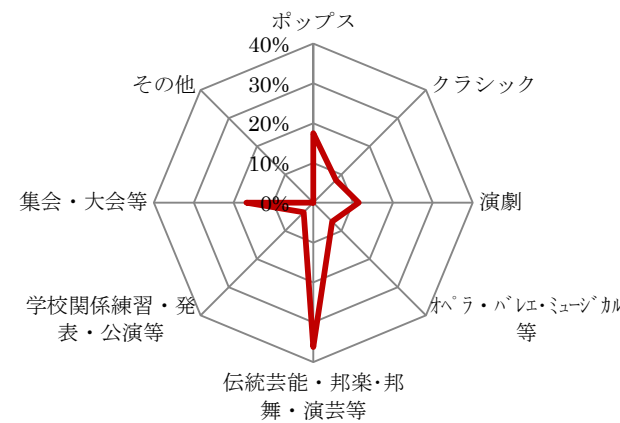
■多目的ホールが全体として仙台の文化催事を支えている

- 仙台サンプラザホール 音は響かないが電氣的拡声音響には適する、興行対応ができている
- 県民会館 搬出入には難があるが、舞台芸術全般に対応できる多目的ホール
- イズミティ大ホール 舞台芸術全般に対応できる多目的ホール
- 市民会館大ホール 老朽化が進み設備に難があるが、中型ホールとして役割がある
- 電力ホール 和式舞台に近いホール、民間で柔軟対応により恒例利用者が多い

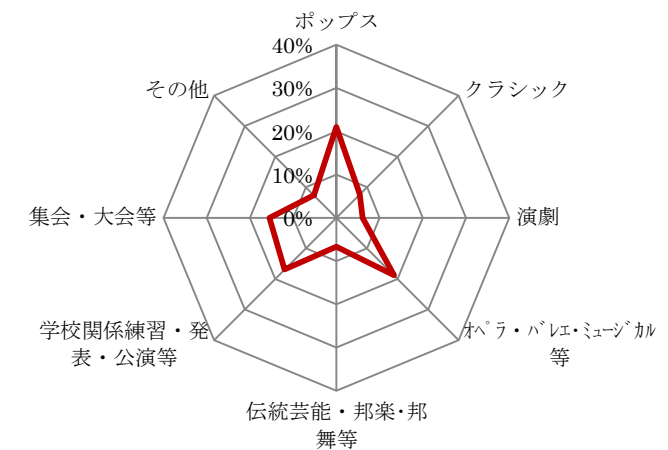
宮城県民会館 (東京エレクトロンホール宮城)



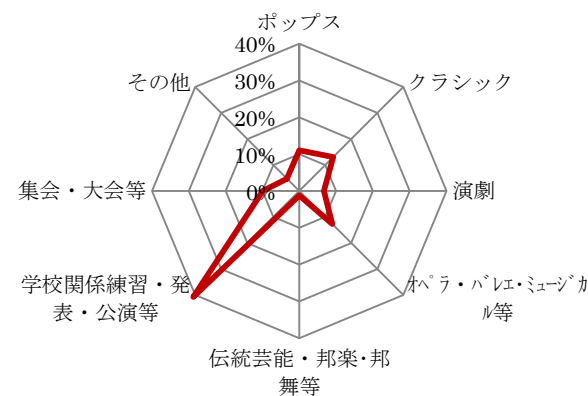
電力ホール



全体構成 (県民会館H27四 seasons)



仙台市泉文化創造センター (仙台銀行ホールイズミティ21)・大ホール



【主要ホールの公演等文化催事数 (H27 年度)】

(単位：件)

	仙台サンプラザホール	県民会館 H27 大ホール	イズミティ大ホール	市民会館大ホール	電力ホール	合計	構成率 (%)
ポップス	95	47	28	23	26	219	21%
クラシック	0	30	33	5	12	80	8%
演劇	0	14	17	15	17	63	6%
オペラ・バレエ・ミュージカル等	3	137	32	14	10	196	19%
伝統芸能・邦楽・邦舞等	7	3	3	3	54	70	7%
学校関係練習・発表・公演等	8	23	103	38	5	177	17%
集会・大会等	79	14	25	19	25	162	16%
その他	54	11	12	0	0	77	7%
合計	246	279	253	117	149	1044	100%
参考：大型ホール計		778					

※市民会館は、大ホールと小ホールの同時利用ができない

①議論のための仮説 1. 主ホールの考え方

■主ホールは音響重視の高機能な2,000席規模の多機能ホールと想定

<音響重視の高機能な2,000席規模の多機能ホールとは ~2つの側面~>

①大編成のオーケストラ、合唱付き公演であっても適切な音響条件、聴取環境を実現する、クラシック音楽対応2,000席規模音楽堂

- 音響設計を適切に行い、コンサートホール形状に設営した場合には、音楽専用ホールとそん色のない音響条件、聴取環境のホールとする。このホールは仙台フィルハーモニー管弦楽団の定期演奏会等の会場と想定する。

②吹奏楽、合唱、ポップスなど多様な音楽、大型のオペラ、バレエ、ミュージカルなど総合舞台芸術に対応できる2,000席級の劇場

- 適切な広さや舞台設備を備えた舞台、楽屋や搬出入スペースの充実、オーケストラピット等を有し、可動式プロセニウムなど、多様で高度な舞台への要請等に応えられる高機能なホールと想定する。
- 文化関係の全国大会、東北大会、県大会等が適切に運営できる主ホールとする(施設全体として受け止める)。

<2,000席の理由>

- ①文化関係の全国大会、東北大会等と、大規模催事を仙台に誘致できるような環境とするため、2,000席規模の主ホールが必要である。
- ②2,000席規模のホールが無かったことで、実現できなかった公演等を実現できるようにすることが拠点都市仙台の役割である。

<多機能ホールの理由>

- ①仙台の多様で盛んな公演活動等を支えるには、多機能ホールが必要である(既存施設の利用率は高く、催事総量も大きい)。
 - ②楽都の拠点となるホールとして、クラシックにも対応できる音響重視の高機能な環境を実現できる音楽ホールが必要である。
- ※上記の2,000席規模、多機能、音響重視の高機能、の3要件は今日の技術水準では実現できるものである。

<参考事例 いわき芸術文化交流館(いわきアリオス)大ホール>

- 単に老朽化した平市民会館を建て替えるのではなく、いわき市における芸術文化の拠点として、また、あらゆる世代にわたる市民の交流空間として整備された。中心市街地の賑わいづくりや交流人口の拡大にもつなげることもミッションとし、2008年4月第1次オープン、2009年5月グランドオープン。
- 建築面積約11,228㎡、延床面積:約27,547㎡、大ホール、中劇場、小劇場、大・中リハーサル室、スタジオ(4部屋)、別館として音楽小ホール、小練習室(4部屋)、中練習室(2部屋)、稽古場(4部屋)などを有する。

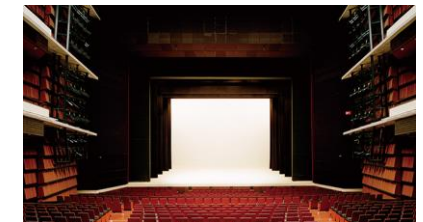
【大ホール】

シューボックス型 3層バルコニー形式、音響反射板形式(中編成・大編成・拡張編成)
 通常時:1,705席、1,2階のみ使用時:1,122席、オーケストラピット使用時:1,516席
 ※車いす席8席
 プロセニウム形式(可変)、間口:18.1m~12.7m 奥行14.6m 高さ15.0m~9.0m

※(仮称)音楽ホールの主ホールとは300席程度小さく、参考イメージとして

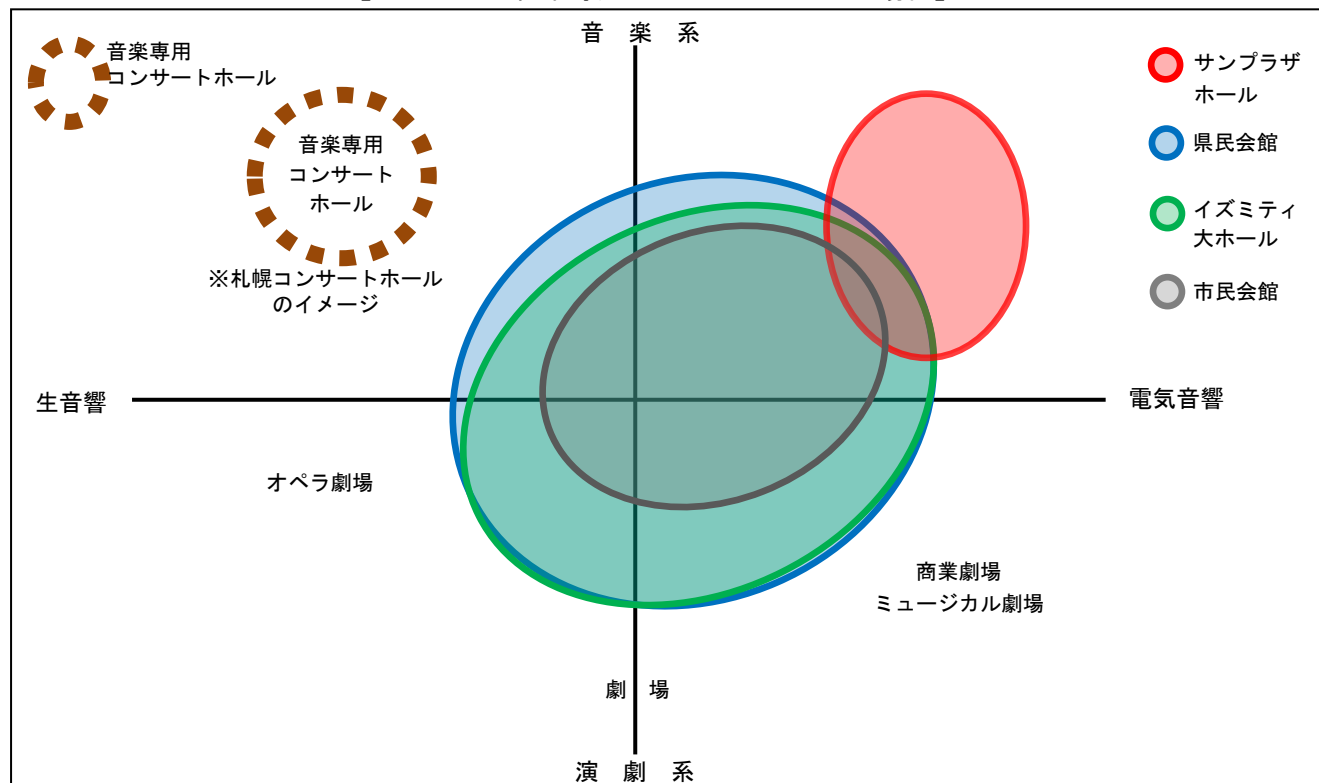


音響反射板を設置したコンサートホール形式

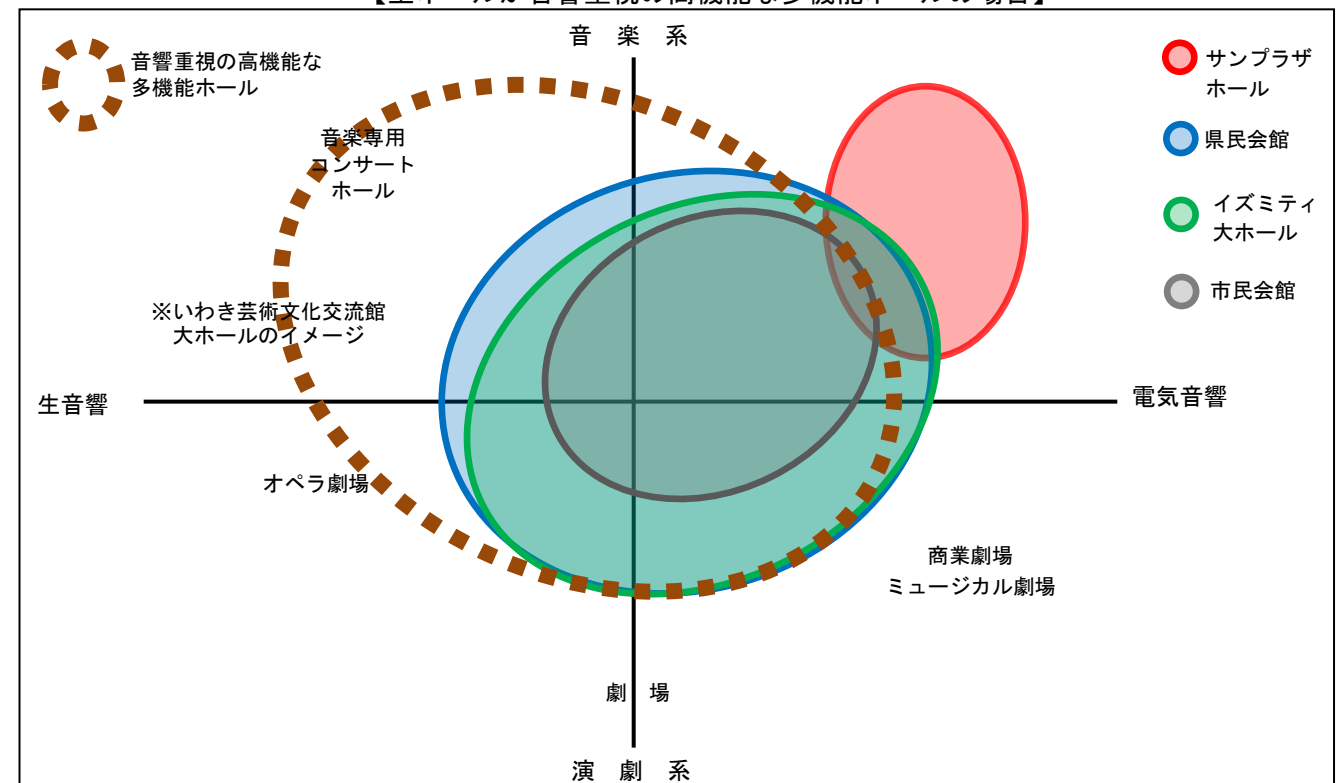


プロセニウムを設置した劇場形式

参考図 既存ホールが担っているジャンル領域と音楽ホールの主ホールの関係【主ホールが音楽専用コンサートホールの場合】



参考図 既存ホールが担っているジャンル領域と音楽ホールの主ホールの関係【主ホールが音響重視の高機能な多機能ホールの場合】



②議論のための仮説 2. 設置目的の考え方

■仙台市が新たな文化芸術政策を展開する中核拠点施設となると考えられる

(市を代表する実演芸術の舞台であり、文化芸術を広く社会に開く扉、誰もが集う広場となると想定)

- 国等の文化政策の動向を踏まえ、楽都の拠点となる施設、復興過程の音楽の力・文化芸術の力を継承・発展させる施設といった政策方針を実現していくためには、公演・鑑賞の場としてのホールだけではなく、創造・育成の場であるとともに、文化芸術の持つ波及効果を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等に活かす新たな総合的な文化芸術振興を進める拠点（プラットフォーム）を目指すことが考えられる。
- 公演がある時だけ賑わう施設ではなく、常に街に開かれ、街の回遊拠点ともなり、誰でもが集い、憩える広場となり、観光やまちづくりと連携する施設でもある。多様な価値観の形成とそれらを受容する環境の推進を図り、人々が共に生きる絆を形成し、常に活力ある社会を構築していく拠点でもある。

③議論のための仮説 3. 機能と施設構成の想定

■ 6つの機能と4つの部門構成が想定される

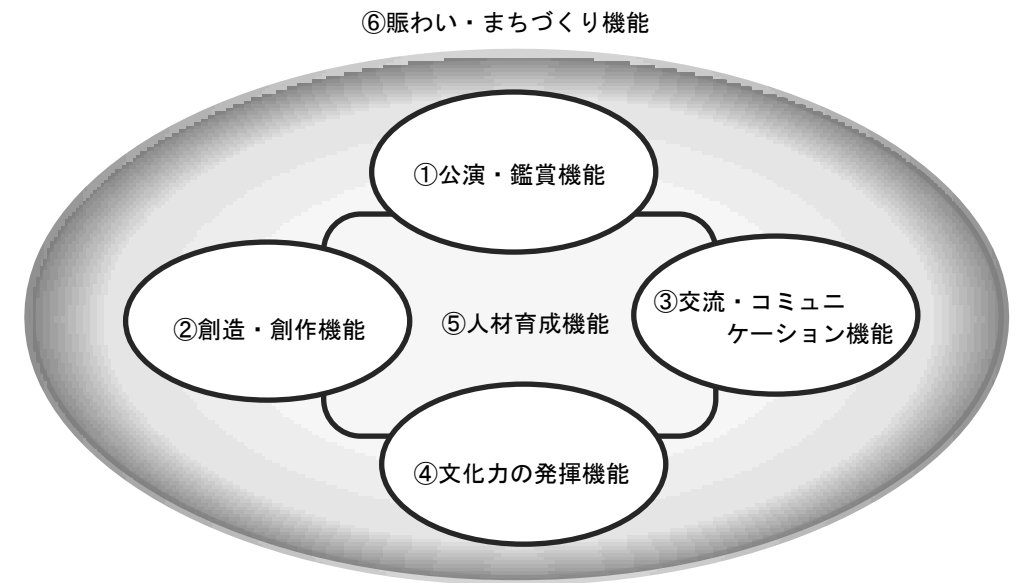
(6つの機能の想定)

- これからの時代における仙台の文化芸術振興のための施設として、6つの機能が想定される。
- ①公演・鑑賞機能：多様な実演芸術の公演・鑑賞の機会を提供する。ホールに限らず多様な場の活用も想定する。
- ②創造・創作機能：創造のプロセスを一連のものとして支援できる場とする。独自の制作活動も想定する。
- ③交流・コミュニケーション機能：日常的な市民の交歓・交流の場、広域的な文化観光拠点、ネットワーク拠点となる。
- ④文化力の発揮機能：音楽・文化芸術の持つ社会・市民生活への波及効果を様々な形で発揮していく場と想定する。
- ⑤人材育成機能：実演芸術に係る様々な専門人材、特に文化力の発揮に係る人材などの育成、交流の場と想定する。
- ⑥賑わい・まちづくり機能：まちと一体的な広場となるとともに、有する資源を活かしまちづくりに寄与する。

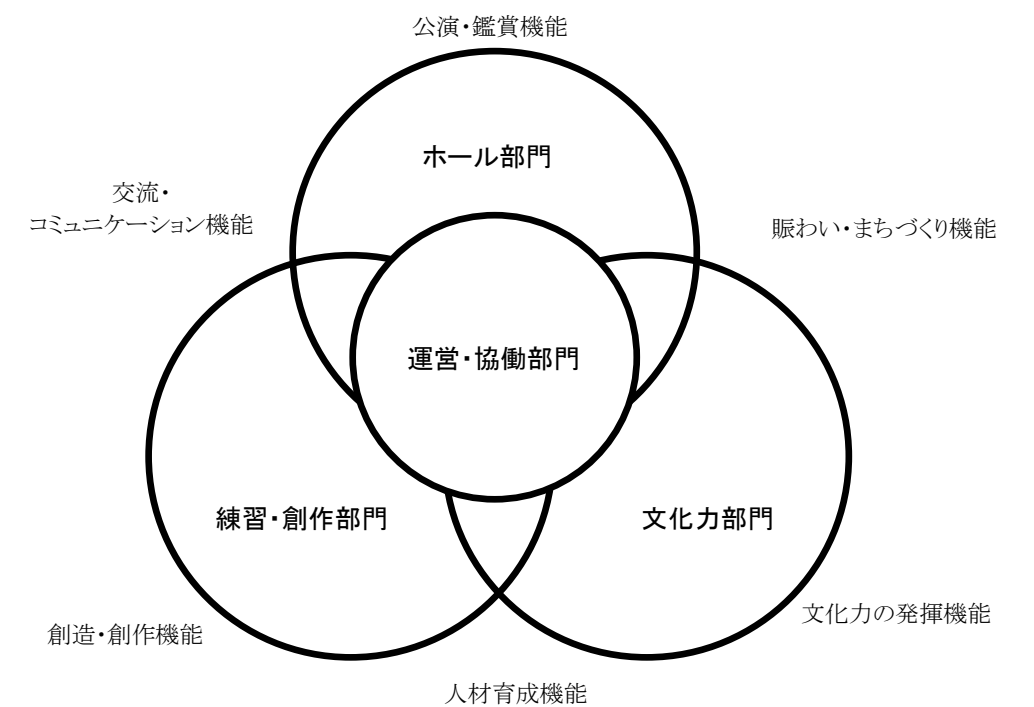
(4つの部門の想定)

- ホールだけではなく複合施設を想定する。同時に、他施設等と幅広い連携・ネットワークを構築し、面的、立体的な活動を展開する。また、施設全体として全国大会や県大会が適切に行われる施設群と動線の確保を図る。
- ①ホール部門：大ホール、小ホールが想定されるが、適切十分なバックヤードや観客施設を備えたものとする。
- ②練習・創作部門：音楽対応、舞台芸術対応など用途に応じた多様な規模の練習・稽古場、製作場等を備える。
- ③文化力部門：ワークショップなど多様な糸口で文化芸術の持つ力を全ての人とつなぐ、特徴ともなる部門。
- ④運営・協働部門：施設の管理運営、事業企画制作だけでなく、多様な場での多様な活動のための協働の場とする。

想定機能の構成図



想定部門の構成図



④議論のための仮説4. 立地の考え方

<文化政策の視点>

■楽都仙台の「文化芸術のための拠点施設」、「多様な文化芸術に触れられる場」、「広域的な集客力が高い施設」などを実現できる立地

○ 文化芸術振興を進めていく上で望まれる、立地のあり方について想定した。

①質の高い多様な文化芸術に、誰もが触れることができる

- ・公演・鑑賞の場として東北を代表する、中核的な役割を果たす
- ・国内外の質の高い、多様な文化芸術が行われる拠点となる
- ・仙台国際音楽コンクールや全国大会、東北大会など大型文化事業が適切に運営できる
- ・誰もが気軽に来館でき、多様な文化芸術と触れ合える

②誰もが創造・創作・表現活動を行うことができる

- ・仙台の個性ある文化芸術を創造・発信する
- ・文化芸術活動を育み、創造のすそ野を広げていく
- ・誰もが創造や表現の歓びを知ることができる
- ・体験や学びを通じ、様々な活動を行うことができる

③広域からも様々な人が訪れ、多様な文化芸術に出会うことができる

- ・文化芸術の交流、人の交流から新しい仙台の文化を生み出していく
- ・常に何かが行われ、誰もが訪れたいくなる
- ・広域的な集客力が高い
- ・まちに文化芸術が広がっていくような仕掛けがある

<まちづくりの視点>

■文化芸術の持つ力を活かす「新しいまちづくりの拠点」、「交流と賑わいを創る場」、「都市の魅力を高める場」などを実現できる立地

○ 文化芸術の波及効果をまちに発揮していく上で望まれる、立地のあり方について想定した。

①まちづくりの核となり、まちの回遊性を向上させ、まちを活性化させる

- ・新しいまちの魅力あるスポットとなる
- ・他の魅力あるスポットと連携し、回遊性の向上に寄与する
- ・文化芸術の力とその波及効果により、まちを活性化させる

②全ての人に開かれ、人が人を呼び、交流と賑わいを創る

- ・広域から多様な人々が訪れ、交流人口を拡大する
- ・来館者が宿泊や飲食、観光やショッピングなど、仙台のまちを十分に楽しむことができる
- ・まちに開かれ、誰もが自由に利用できる

③市民が誇りと愛着を持つ場として、仙台の都市の魅力の一つとなる

- ・市民が誇りに思い、愛着を持つことができる
- ・仙台を代表する、文化芸術のユニークベニューとなり、人々を惹きつける
- ・楽都・劇都といった都市イメージを発展させ、より一層魅力あるものとして発信する